

東北農業経済学会研究助成規程

- 1 東北農業経済学会は、農業経済及び農村生活に関する調査研究、理論研究を対象とした優れた研究に助成することにより、本学会の将来を担う若手研究者を育成することを目的として研究助成事業を行う。
- 2 研究助成の原資は学会が学会賞のために設けた木下基金と研究奨励寄付金による。
- 3 研究助成に申請する者（以下、研究代表者）は、申請時点で東北農業経済学会会員であり、常勤の教育研究者以外の大学院生ならびに農業改良普及指導員等とする。なお、研究代表者が大学院生の場合、助成対象となる研究の推進に共同の責任を負う指導研究者を置かなければならない。指導研究者も申請時点で本学会の正会員であることとする。
- 4 助成対象となる研究は、単独または共同とするが、共同研究の場合、助成対象者は研究代表者とする。また、共同研究者の応募資格は、単独の場合と同様とする。
- 5 助成額は1件当たり10万円程度とし、総額20万円以内で毎年2件程度を採択する。
- 6 助成希望者は、学会事務局に研究助成申請書を請求し、必要事項を記載のうえ別に定める期日までに学会長あて申請する。
- 7 会長の下に研究助成選考委員会（以下、委員会と呼ぶ）を設ける。委員会は申請書類の審査を行ったうえで助成対象候補者を決定する。
- 8 委員会の委員長及び委員は会長が指名し、委員の数は5名以内とする。委員長以外の委員名は原則非公開とする。
- 9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表明した委員は、出席とみなす。
- 10 委員会の委員長は審議経過及びその結果について会長に報告する。会長は委員会報告を理事会に諮り、それぞれの案件で出席理事の過半数の賛成を得た者を研究助成者として決定し、本人にすみやかに通知する。
- 11 助成決定者は、定められた期日までに学会事務局に研究助成実績報告書を提出し、報告書提出後1年以内に研究成果を本学会の大会で個別報告するか、本学会の学会誌に論文投稿しなければならない。これが遵守されない場合には、助成金の返済を求めることがある。
- 12 研究成果の発表の際には、必ず研究助成を受けた旨の記載を行うものとする。
- 13 助成決定後、都合により研究を中止する場合には、別に定める中止届を学会事務局に提出し、了承を得なければならない。その場合、助成金は原則として全額返済するものとする。
- 14 この規程に定めるもののほか、規程の実施に関し必要な事項は別に定める。
- 15 この規程の改廃は理事会において行い、総会に報告する。
- 16 この規程の施行日は2008年9月5日とする。

2010年8月26日 改訂

2016年8月26日 改訂